

●香川県告示第114号

平成19年香川県告示第513号（港湾施設（小型船舶用泊地）の供用開始）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
港湾名	港湾施設の種類	名称	位置	泊地区分	港湾名	港湾施設の種類	名称	位置	泊地区分
略					略				
詫間港	〃	新浜防波堤前泊地	略		詫間港	〃	新浜防波堤前泊地	略	
〃	〃	須田-1.5m物揚場前泊地	略		<u>〃</u>	<u>〃</u>	須田防波堤前泊地	<u>〃</u>	<u>B</u>
〃	〃	須田係船岸東前泊地	略		〃	〃	須田-1.5m物揚場前泊地	略	
〃	〃	須田係船岸東前泊地	略		<u>〃</u>	<u>〃</u>	須田(-1.5m)棧橋前泊地	<u>〃</u>	<u>A</u>
〃	〃	須田係船岸東前泊地	略		〃	〃	須田係船岸東前泊地	略	
〃	〃	須田係船岸東前泊地	略		<u>〃</u>	<u>〃</u>	新浜1号物揚場前泊地	<u>〃</u>	<u>A</u>
略					略				
仁尾港	略				仁尾港	略			
略					略				
〃	〃	大北護岸前泊地	略		〃	〃	大北護岸前泊地	略	
〃	〃	大北5号護岸前泊地	略		〃	〃	船揚場1号前泊地	略	
〃	〃	大北4号護岸前泊地	略		<u>〃</u>	<u>〃</u>	船揚場2号前泊地	<u>〃</u>	<u>C</u>
〃	〃	大北4号護岸前泊地	略		〃	〃	大北4号護岸前泊地	略	
略					略				